



国土交通省

観光庁

Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和5年3月17日
観光庁

旅行業者に対する行政処分を行いました

旅行業者に対し、旅行業法第19条第1項第1号の規定に基づく行政処分を令和5年3月16日付けで行いましたので、お知らせいたします。

令和5年3月2日、3日及び6日に実施した旅行業法第65条第1項の規定に基づく聴聞の結果を踏まえ、3月16日付けで、別添の一覧表に記載した旅行業者に対して、同法第19条第1項第1号の規定に基づく業務停止を命じました。

- ※1：業務停止については、令和5年3月17日以前に締結された旅行に関する契約の履行のための業務を除く。
- ※2：別添の一覧表につきましては、行政処分を実施した5年後に、観光庁のウェブサイト上からは削除いたします。

【お問い合わせ先】

観光庁参事官（旅行振興）付 北川、貴田、福島

代表：03-5253-8111（内線27328、27322、27337）

直通：03-5253-8329

メールアドレス：hqt-ryoshin-kouhou★gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。